資料２

第 11 回デジタル社会構想会議「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に関する意見

デジタル社会の実現に向けた重点計画について、下記の通り意見を申し上げます。

１．デジタル庁は発足以来、我が国のデジタル化を牽引する司令塔として、短期間で着実に成果を上げてきている。体制強化については、取組が順調であると認識しているが、特にデジタル人材が不足する現状において、安定的に多様な人材を確保するための柔軟な採用・育成制度や働き方の導入を進めていただきたい。

２．ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る懸念が自治体において高まっていることから、現行コストを上回らないよう国が主体となって料金低減や為替リスク対応を行うとともに、十分な財政措置を講じていただきたい。

３．国等から基礎自治体への各種照会が増加しており、業務を逼迫している状況にある。また、統計関連事務においても旧態依然の手法が継続されており、基礎自治体の負担が大きいところである。これらについて、公共サービスメッシュの活用など、デジタル社会に即した、より効率的な手法への転換を検討いただきたい。

４．今後全国一律給付を実施することとなった場合に備え、基礎自治体に負担が生じないよう、公金受取口座の活用と受領意思確認の不要化を含む給付事務の仕組みを国が一元的に構築し、迅速かつ効率的に、国の責任のもとで給付を遂行できる制度設計の検討をいただきたい。

５．2025 年 8 月にデジタル庁が提供した「マイナンバーカード対面確認アプリ」において、「iPhone のマイナンバーカード」の確認機能が実装され、自治体窓口での本人確認が可能との広報がなされた。しかしながら、行政事務における活用についても、各法令所管省庁の判断に委ねられており、自治体窓口において混乱が生じたところである。デジタル庁には、単にシステムの提供ではなく、サービス全体をデザインする役割が求められている。ついては、関係省庁との事前調整も含め、制度面の整備を十分に行った上で、実効性のあるサービスの提供に努めていただきたい。

令和 7 年 12 月 4 日

宮崎県都城市長　　池田 宜永